

「未来を担う子どものための区民基礎調査業務」

委託に係る企画提案募集要領

令和5年5月

江戸川区

1. 調査業務の目的

今後示される国のこども大綱を踏まえた区のこども計画（子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画等を包含）策定にあたって、家族の状況、教育・保育施設の利用状況及び将来の利用希望、子育て支援事業の利用状況や、保護者や子ども、出産適齢期世代、シニア世代等の意識などを的確に把握し、人口推計、オープンデータ等を活用しながら、区の現状等について分析を行い、江戸川区における少子化対策や今後の子育て施策の充実を図るための基礎資料とすることを目的とします。

(仮) 江戸川区こども計画に包含する内容（案）

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援計画
- ひとり親支援計画
- 子どもの貧困対策推進計画
- 新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画
- 子ども・若者計画
- その他結婚支援やプレコンセプションケア等、結婚、妊娠・出産期に関すること

2. 募集概要

(1) 件名

未来を担う子どものための区民基礎調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日

(3) 委託内容

別紙「仕様書」参照

(4) 見積限度額

17,160,000円（税込）

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、書類審査及びヒアリングを実施して1事業者を委託候補者として決定します。

3. 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく、地方自治体の子ども・子育て支援事業計画策定の為のニーズ調査又は子ども・子育て支援事業計画策定業務を受託した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

4. 選定方法

(1) 募集・選定のスケジュール

募集の周知（区ホームページで公開）	令和5年5月1日（月）～5月30日（火）
企画提案書の作成に関する質問書受付	令和5年5月12日（金）17時まで
〃 回答	令和5年5月18日（木）
企画提案書等の提出	令和5年5月30日（火）17時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和5年6月20日（火）発送予定
二次審査（ヒアリング）	令和5年6月26日（月）予定
審査結果通知	令和5年6月末予定

(2) 質問書の受付

募集要領の内容等に関する質問は、令和5年5月12日（金）17時までに「質問書（様式1）」に記載のうえ、電子メールにより受け付けます。なお、電子メール以外の方法での質問、また、受付期間外の質問には応じられません。

メールアドレス：kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp

(3) 質問書への回答

提出のあった質問事項を取りまとめ、令和5年5月18日（木）に区ホームページ上で回答します。

(4) 企画提案書等の受付

下記に掲げる提出書類一式を、担当課窓口を持参してください。

提出期限 令和5年5月30日(火) 17時

(提出書類)

①参加申込書(様式2)・・・1部

②提出書類一覧表(様式3)・・・1部

③区民基礎調査企画提案書(様式4)・・・正本1部 副本9部

※仕様書を踏まえた上で作成してください。

④見積書(様式5)・・・正本1部 副本9部

ア 見積限度額は、17,160,000円(消費税含む)とします。

イ オープンデータの分析・論点整理、基礎調査の実施、分析、報告書の作成、人口推計等、仕様書に記載した業務の一切の経費を含みます。

ウ 業務項目別に算出根拠を示した内訳書を添付してください。

⑤調査報告書等の成果物・・・1部

※直近のニーズ調査又は事業計画等の成果物を提出してください。

⑥こども計画策定に向けた提案書(任意様式)及び見積書(様式6)・・・正本1部 副本9部

要領別紙を踏まえた上で「(仮)江戸川区こども計画」の策定支援業務に係る提案書及び見積書を作成してください。

ア 提案書の内容は、事業者が適切と考える支援業務、事業計画及びスケジュールをご記載ください。

イ 見積額は、事業者提案事項(消費税含む)とします。

ウ 見積書には計画策定、報告書の作成等、こども計画策定に必要な業務の一切の経費を含んでください。

エ 見積書に業務項目別に算出根拠を示した内訳書を添付してください。

※計画策定支援業務契約は、議会の議決を経て、令和6年度予算で契約締結するものです。また、区民基礎調査受託業者と契約することを保証するものではありません。

(注意事項)

・⑤以外の提出書類は、全て紙媒体A4サイズとし、両面印刷としてください。

・各書類名がわかるようにインデックスを付けてください。

・正本には、会社名及び代表者名を記入してください。なお、副本には、会社名及び代表者名等を類推可能な名称や表現を記載しないでください。

(5) 一次審査

提出書類の審査を行い、評価結果が上位の事業者数社を二次審査の対象とします。審査結果は、令和5年6月20日(火)に全参加申込事業者に文書により通知を発送する予定です。

(6) 二次審査

一次審査を通過した事業者に対し、二次審査（ヒアリング）の日時・場所等を連絡します。なお、二次審査は令和5年6月26日（月）実施予定です。当日は、事業委託開始後の実務担当者が必ず参加してください。審査結果は、参加全事業者に6月末を目途に通知する予定です。

(7) 候補者の決定

二次審査を行った事業者の中から、候補者を1事業者決定し、区ホームページにて公表します。

7. 契約の締結について

本プロポーザルにより決定した候補者は、「未来を担う子どものための区民基礎調査業務委託」についての契約を締結します。

8. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 3に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9. その他事項

- (1) 応募書類の作成等に係る一切の費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された応募書類は、理由を問わず返却できません。
- (3) プロポーザルは候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。今後、国における「こども大綱」の策定にかかる状況や東京都からの情報提供などにより、提案内容に修正を加えていただき実施することがあります。

10. 問い合わせ先・担当

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係

磯辺・植松・鎗田

(〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所 3階7番窓口)

電話 03-5662-0659 (直通)

別紙

今後、国より示される「こども大綱」を踏まえ、江戸川区における子ども・子育てに関する総合計画を策定する予定。

「(仮)江戸川区子ども計画」記載事項(案)

下記の項目を計画に盛り込んでいく。

- 基本理念・方針等
- 事業計画

- 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況
- 子どもへの支援 (幼児教育・保育の質の向上、悩みや困難を抱えた子どもへの支援、社会的養育体制の充実、児童虐待の発生予防 等)
- 親への支援 (妊娠出産期のサポート、保育環境・相談体制の整備拡充、経済的支援 等)
- 地域全体での支援 (子どもを支える人材の育成・体制整備、地域全体の連携の促進 等)
- 子ども・子育て支援事業計画 (教育・保育提供区域の設定、見込みと確保の方策、地域子ども・子育て支援事業 等)

- 子どもの権利擁護に関すること

- 関連計画
 - 子ども・子育て支援事業計画
 - 次世代育成支援計画
 - ひとり親支援計画
 - 子どもの貧困対策推進計画
 - 新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画
 - 子ども・若者計画

- 結婚支援やプレコンセプションケア等の結婚、妊娠・出産期に関すること

- その他、江戸川区として独自に必要なと思われる項目